平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	_	15. 0	19. 3
(14.64)	(19.64)	(25.0)	(350.0)

- 「一」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表しています。
- () 内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20. 0
個別排水処理施設特別会計	_	
農業集落排水特別会計	_	
下水道特別会計	_	

備考 「一」は、資金不足額がないことを表しています。